

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2024年12月27日提出

【発行者名】 大和アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 小松 幹太

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 佐竹 優子
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 モルガン・スタンレー インフラ株式ファンド（為替
ヘッジあり/資産成長型）
モルガン・スタンレー インフラ株式ファンド（為替
ヘッジなし/資産成長型）
モルガン・スタンレー インフラ株式ファンド（為替
ヘッジあり/予想分配金提示型）
モルガン・スタンレー インフラ株式ファンド（為替
ヘッジなし/予想分配金提示型）

【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】 各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で40兆円を
上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年10月3日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、信託報酬およびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬率の変更等に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後> の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

4 【手数料等及び税金】

(3) 【信託報酬等】

< 訂正前 >

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.7325%（税抜1.575%）以内を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、日々の基準価額に反映されません。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

< 略 >

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
200億円以下の部分	年率0.85% （税抜）	年率0.70% （税抜）	年率0.025% （税抜）
200億円超 500億円以下の部分	年率0.80% （税抜）		
500億円超の部分	年率0.75% （税抜）		

< 略 >

委託会社は、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年率0.50%以内を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年1月10日および7月10日ならびに信託終了のときに行なうものとします。

< 略 >

< 訂正後 >

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.2375%（税抜1.125%）以内を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、日々の基準価額に反映されません。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

< 略 >

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社

200億円以下の部分	年率0.60% (税抜)	年率0.50% (税抜)	年率0.025% (税抜)
200億円超 500億円以下の部分	年率0.55% (税抜)		
500億円超の部分	年率0.50% (税抜)		

< 略 >

委託会社は、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年率0.25%を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年1月10日および7月10日ならびに信託終了のときに行なうものとします。

< 略 >

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

<訂正前>

<略>

（2024年11月4日まで）

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

（2024年11月5日以降）

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

<略>

<訂正後>

<略>

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

<略>

2 【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（2024年11月4日まで）

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

（2024年11月5日以降）

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

<略>

<訂正後>

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

< 略 >